

少子化社会対策大綱等について

平成 3 1 年 4 月 2 日

少子化社会対策大綱（概要）

～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～

○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

○平成16年、22年、27年に続き、今回は4回目

＜少子化社会対策基本法＞（平成15年法律第133号）

（施策の大綱）

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

第3次大綱の概要

I はじめに

○少子化は、**個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響**。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況

○少子化危機は、解決不可能な課題ではなく、**克服できる課題**

○直ちに**集中して取り組む**とともに、**粘り強く**少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに**温かい社会**の実現に向けて、**社会全体で行動を起こすべき**

II 基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

(1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、**社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実**

(2) **個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる**ことを基本的な目標

※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意

(3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての**各段階に応じた切れ目のない取組**」と「地域・企業など**社会全体の取組**」を両輪として、きめ細かく対応

(4) 今後5年間で「**集中取組期間**」と位置づけ、Ⅲで掲げる**重点課題**を設定し、政策を**効果的かつ集中的に投入**

(5) **長期展望**に立って、**子供への資源配分を大胆に拡充**し、継続的かつ総合的な対策を推進

Ⅲ 重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

○「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施

- ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
- ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備

⇒2015年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実

○待機児童の解消

- ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
- ⇒「待機児童解消加速化プラン」に基づき2017年度末までに約53.5万人の受け皿を確保
- ⇒「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備

○「小1の壁」の打破

- ・「放課後子ども総合プラン」
- ⇒「新・放課後子ども総合プラン」（2018年9月）に基づき放課後児童クラブを、2023年度末までに約30万人分の受け皿を整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

○経済的基盤の安定

- ・若者の雇用の安定
⇒非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善への取組支援
- ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
⇒平成31年度の税制改正大綱において、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の適用期限を2年延長
- ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減

○結婚に対する取組支援

- ・自治体や商工会議所による結婚支援
⇒地域少子化対策重点推進交付金の活用等による自治体等の取組支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

○子育て・保育・教育・住居などの負担軽減

⇒幼児教育無償化に関する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」国会提出（2019年2月）

○自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進

⇒「子育て支援パスポート事業」の全国共通展開化

4. 男女の働き方改革

○男性の意識・行動改革

- ・長時間労働の是正
⇒「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布（2018年7月）
- ・企業経営者等の意識改革
⇒「イクメン企業アワード」や「イクボスアワード」等を通じた人事労務管理や業務改善の好事例の普及促進
- ・出産直後からの男性の休暇取得の促進
⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進

○「ワークライフバランス」・「女性の活躍」

- ・職場環境整備や多様な働き方の推進
⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
- ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
⇒「女性活躍推進法」全面施行（2016年4月）

5. 地域の実情に即した取組強化

○地域の「強み」を活かした取組

- ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
- ・先進事例を全国展開

○「地方創生」と連携した取組

- ・国と地方が緊密に連携した取組

IV きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
⇒結婚、子育て等のライフプランニングやキャリア形成のための高校生向けの教材を作成・配布

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
⇒妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため全国展開を目指し、2018年4月1日時点で1,436か所（761市町村）で実施
- ・産休中の負担軽減
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
⇒2017年に、産後ケアのガイドラインの策定
- ・「マタニティハラスメント」・「パタニティハラスメント」の防止 ⇒ 改正男女雇用機会均等法、育児・介護休業法（2017年1月施行）による企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

○子育て

- ・経済的負担の緩和
⇒2019年10月から幼児教育の無償化を施行
- ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上 ⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育 ⇒正しい知識を盛り込んだ教材を作成それに基づき指導

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・公表促進
- ・表彰や入札手続き等によるインセンティブ付与

V 施策の推進体制等

○国の推進体制

- ・内閣総理大臣を長とする「少子化社会対策会議」を中心に、「まち・ひと・しごと創生本部」と連携しつつ、政府一体で推進

○施策の検証・評価

- ・数値目標を設定
- ・自治体・企業も対象とする検証評価の方策を検討

○大綱の見直し

- ・おおむね5年後を目途に見直し

少子化社会対策大綱(第3次)～施策に関する数値目標の進捗状況

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる。

子育て支援

主な施策の数値目標(2020年)

- 認可保育所等の定員：267万人(2017年度) (234万人(2014年4月)) ➡ 294万人(2018年4月)
⇒ 待機児童 解消をめざす(2017年度末) (21,371人(2014年4月)) ➡ 19,895人(2018年4月)
- 放課後児童クラブ：122万人 (94万人(2014年5月)) ➡ 123万人(2018年5月)
⇒ 待機児童 解消をめざす(2019年度末) (9,945人(2014年5月)) ➡ 17,279人(2018年5月)
- 地域子育て支援拠点事業：8,000か所 (6,233か所(2013年度)) ➡ 7,259か所(2017年度)
- 一時預かり事業：延べ1,134万人 (延べ406万人(2013年度)) ➡ 延べ494万人(2016年度確定ベース)
- 病児・病後児保育：延べ150万人 (延べ57万人(2014年度)) ➡ 延べ64万人(2016年度確定ベース)

男女の働き方改革(ワークライフバランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%(一) ➡ 55.9%(2016年)
- 第1子出産前後の女性の継続就業率：55%(38.0%(2010年)) ➡ 53.1%(2015年)
- 男性の育児休業取得率：13%(2.03%(2013年度)) ➡ 3.16%(2016年度) ➡ 5.14%(2017年度)

結婚

- 若者(20～34歳)の就業率：78%(2020年) ➡ 81.5%(2018年10月)
- 若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合：全ての世代と同水準をめざす(2020年)
➡ 15～34歳の割合：96.0% 全ての世代の割合：95.4%(2018年7月～9月期)
- ジョブ・カード取得者数(累計数)：300万人(2020年度) (123万人(2014年12月)) ➡ 208.3万人(2018年10月末)

企業

- くるみん取得企業：3,000社(2,031社(2014年)) ➡ 2,986社(2018年9月末)

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合：50%(19.4%(2013年度)) ➡ 46%(2017年2月) 4

地域少子化対策重点推進交付金

(平成31年度当初予算案：9.5億円 / 平成30年度第2次補正予算案：16.0億円)

事業概要・目的

「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）において、地域の実情に即した取組を強化することが盛り込まれているところであり、実効性のある少子化対策を加速的かつ継続的に進めていく必要がある。

また、「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされているほか、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成30年6月15日閣議決定）においても、「個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。」とされている。

このため、以下の取組を行う。

(1) 地域少子化対策重点推進事業

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開の支援に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」等を一層推進する観点から、新たな事業を追加するなどの充実を図る。

○補助率：1/2、2/3

○交付上限：都道府県 6,666万円（事業費ベース1億円）

政令指定都市・中核市・特別区 2,000万円（事業費ベース3,000万円）

市町村 1,000万円（事業費ベース1,500万円）

(2) 結婚新生活支援事業

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、地方自治体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する。

○補助率：1/2 ○交付上限額：1世帯当たり30万円（事業費ベース）

○対象世帯：夫婦共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

事業イメージ・具体例

(1) 優良事例の横展開支援事業

① 結婚に対する取組

- ・結婚支援センターの開設・運営
- ・マッチングシステムの構築・高度化
- ・ボランティアの育成・ネットワーク化 等

② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成

- ・結婚応援フォーラム
- ・結婚応援パスポート
- ・「結婚新生活支援事業」の周知広報
- ・配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進
- ・男性の家事・育児参画の促進
- ・ライフデザインセミナー
- ・乳幼児との触れ合い体験
- ・美容院など地域人材を活用した結婚・子育て支援
- ・その他、地域で結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てを応援する社会づくり、機運を醸成する取組

(2) 重点課題事業

① 子育てに寄り添う地域づくり支援

- ・子育ての担い手の多様化と子育て支援情報の「見える化」支援
- ・子育てと仕事の両立を図る職場環境づくり支援
- ・子連れ世帯の外出・移動支援

② 地方自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援

③ 自治体間連携を伴う新たな取組に対する支援

(3) 結婚新生活支援事業

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方自治体を対象に、国が、地方自治体による支援額の一部を補助

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)